

〔令和 7 年 3 月 2 4 日法務大臣決定〕
〔令和 7 年 1 0 月 1 5 日法務大臣改定〕

令和 7 年度法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 1 3 年法律第 8 6 号）第 7 条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

2 政策体系

基本計画に基づく政策体系は、別紙 1 のとおりとする。

3 事後評価の対象とする政策等

事後評価の対象とする政策及び評価方法は、別紙 2 及び 3 のとおりとする。

なお、基本計画に基づく政策パッケージ、ロジックモデル及び付属表は、別紙 4 のとおりとする。

政 策 体 系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
	1 基本法制の維持及び整備 （事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）	(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。） (2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。） (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。） (4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。） (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）
	3 法務に関する調査研究 （内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）	

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
	13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。） (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力
	14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策体系		備 考		
基本政策		評価 方法	評価時期	
政策				
施策				
Ⅰ 基本法制の維持及び整備				
	1 基本法制の維持及び整備			
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備		—	—
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組			
	(1) 総合法律支援の充実強化		—	—
	(2) 法曹養成制度の充実（※ 1）		総合	令和 8 年度
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化		総合	令和11年度
	(4) 法教育の推進（※ 1）		総合	令和 8 年度
	(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備		総合	令和10年度
	3 法務に関する調査研究			
	(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言		事業	別 途 記 載
	Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）			
	4 再犯の防止等の推進		実質	※ 2
	(1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施			
	5 検察権の適正迅速な行使			
	(1) 適正迅速な検察権の行使		—	—
	(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営		総合	令和 7 年度
	6 矯正処遇の適正な実施（※ 3）		総合	令和 9 年度
	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備			
	(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
	(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施			
	7 更生保護活動の適切な実施（※ 4）		総合	令和 9 年度
	(1) 保護観察対象者等の改善更生等			
	(2) 医療観察対象者の社会復帰			
	8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		総合	令和10年度
(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等				
9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定				
(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定		—	—	
Ⅲ 国民の権利擁護				
	10 国民の財産や身分関係の保護			
	(1) 登記事務の適正円滑な処理（※ 5）		総合	令和11年度
	(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（※ 5）		総合	令和11年度
	(3) 債権管理回収業の審査監督		—	—
	11 人権の擁護		総合	令和10年度
	(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防			
Ⅳ 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理				
	12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		総合	令和 7 年度
	(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理			
Ⅴ 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備				
	13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備		実質	※ 2
	(1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現			

VI 法務行政における国際化対応・国際協力			
	14 法務行政における国際化対応・国際協力		
	(1) 法務行政の国際化への対応	—	—
	(2) 法務行政における国際協力の推進	総合	令和11年度
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営			
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
	(1) 法務行政に対する理解の促進	—	—
	(2) 施設の整備	事業	別途記載
	(3) 法務行政の情報化	—	—
	(4) 職員の多様性及び能力の確保	—	—

・「評価方法」において、「総合」は「総合評価方式」を、「事業」は「事業評価方式」を、「実質」は「実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる政策立案プロセス」を示す。

- ※1 「法曹養成制度の充実」及び「法教育の推進」は、「自由かつ公正な社会の実現に向けた取組」として一体的に評価を実施
- ※2 政策評価と同等の政策立案プロセスにおいて評価を実施
- ※3 政策「矯正処遇の適正な実施」の中で、施策「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」及び「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」の評価を実施
- ※4 政策「更生保護活動の適切な実施」の中で、施策「保護観察対象者等の改善更生等」及び「医療観察対象者の社会復帰」の評価を実施
- ※5 「登記事務の適正円滑な処理」及び「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」は、「民事行政の適正円滑な処理」として一体的に評価を実施

事業評価方式により評価を行う政策

1 事前評価を行った政策の事後検証として行う評価・検証（後記 2 を除く）

(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言

政策体系上の位置付け：Ⅰ－3－(1)

事業名	事前評価 実施時期	事後評価 予定時期	担当部局
非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究	令和 2 年度	令和 7 年度	法務総合研究所
女性と犯罪に関する研究	令和 3 年度	令和 8 年度	法務総合研究所
犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究	令和 4 年度	令和 9 年度	法務総合研究所
社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（交通犯罪に関する研究）	令和 5 年度	令和 10 年度	法務総合研究所
社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（ストーカー・DV 加害者に関する研究）	令和 6 年度	令和 11 年度	法務総合研究所

(2) 施設の整備

政策体系上の位置付け：Ⅶ－15－(2)

事業名	事前評価 実施時期	事後評価 予定時期	担当部局
宮城刑務所新営工事	平成 16 年度	未定	施設課
福岡刑務所新営工事	平成 18 年度	未定	施設課
大阪拘置所新営工事	平成 20 年度	未定	施設課
宇都宮法務総合庁舎新営工事	平成 22 年度	令和 8 年度	施設課
松江法務総合庁舎新営工事	平成 24 年度	令和 12 年度	施設課
奈良法務総合庁舎新営工事	平成 24 年度	未定	施設課
福岡第 2 法務総合庁舎新営工事	平成 25 年度	令和 7 年度	施設課
佐渡法務総合庁舎新営工事	平成 25 年度	令和 7 年度	施設課
駿府学園新営工事	平成 25 年度	令和 8 年度	施設課
西日本矯正医療センター（少年）（仮称）新営工事	平成 25 年度	未定	施設課
徳島法務総合庁舎新営工事	平成 26 年度	未定	施設課
佐世保法務総合庁舎新営工事	平成 26 年度	令和 10 年度	施設課
岡山地方法務局新営工事	平成 28 年度	未定	施設課
大阪医療刑務所新営工事	平成 29 年度	未定	施設課
長野地方検察庁新営工事	令和元年度	未定	施設課
沼津法務総合庁舎新営工事	令和元年度	令和 12 年度	施設課
女子中間ケアセンター（仮称）新営工事	令和元年度	未定	施設課
尼崎法務総合庁舎新営工事	令和 2 年度	未定	施設課
岡崎医療刑務所新営工事	令和 2 年度	未定	施設課
岡崎拘置支所新営工事	令和 2 年度	未定	施設課
神奈川少年更生支援センター（仮称）新営工事	令和 3 年度	未定	施設課
広島拘置所新営工事	令和 4 年度	未定	施設課
広島法務総合研修寮（仮称）新営工事	令和 4 年度	未定	施設課
横浜法務総合庁舎新営工事	令和 4 年度	未定	施設課

滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事	令和 5 年度	未定	施設課
宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事	令和 5 年度	未定	施設課
京都拘置所・京都少年鑑別所新営工事	令和 6 年度	未定	施設課
佐世保拘置支所新営工事	令和 6 年度	未定	施設課
彦根法務総合庁舎（仮称）新営工事	令和 6 年度	未定	施設課
西条法務総合庁舎新営工事	令和 6 年度	未定	施設課
長崎法務総合庁舎新営工事	令和 6 年度	未定	施設課

※施設供用開始から 5 年経過後に事後評価を実施する。

2 規制の事後評価

規制の名称	事前評価 実施時期	事後評価 予定時期	担当部局
法務大臣による外国法事務弁護士の承認における職務経験要件の緩和	令和元年度	令和 7 年度	司法法制部
入国警備官による違反調査の権限に係る規定の整備	令和 2 年度	令和 10 年度	出入国在留管理庁
監理措置制度における監理人の義務	令和 2 年度	令和 10 年度	出入国在留管理庁
相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	令和 2 年度	令和 10 年度	民事局
相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化	令和 2 年度	令和 11 年度	民事局
一号特定技能外国人支援の委託制限	令和 5 年度	施行後 5 年以内	出入国在留管理庁
育成就労制度における育成就労実施者の変更の要件の整備	令和 5 年度	施行後 5 年以内	出入国在留管理庁

※事後評価予定時期は、法律・政令等の施行後 5 年以内としている。

なお、社会情勢の変化等の事情によって評価時期が変更となる可能性がある。

3 国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価

事業名	事後評価 予定時期	担当部局
登記情報提供業務	令和 8 年度	民事局

政策パッケージ・ロジックモデル・付属表

- 1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組
 - ・ 法曹養成制度の充実
 - ・ 法教育の推進
- 2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
- 3 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備
- 4 検察権行使を支える事務の適正な運営
- 5 矯正処遇の適正な実施
 - ・ 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
 - ・ 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
 - ・ 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
- 6 更生保護活動の適切な実施
 - ・ 保護観察対象者等の改善更生等
 - ・ 医療観察対象者の社会復帰
- 7 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
- 8 民事行政の適正円滑な実施
 - ・ 登記事務の適正円滑な処理
 - ・ 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理
- 9 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
- 10 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
- 11 法務行政における国際協力の推進

目指すべき姿

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

施策群と施策

1. 学校現場等への支援

- ・ 教員向け法教育セミナー等の企画及び実施
- ・ 法教育教材や法教育関連情報の提供
- ・ 教育関係者と法律実務家との連携関係の構築



法教育推進協議会作成の各種法教育教材

2. 法教育に関する情報発信等

- ・ 法教育イベントやSNS、ホームページ等を利用した法教育に関する情報発信
- ・ マスコットキャラクターを活用した広報活動

法教育マスコットキャラクター
ホウリス君

3. 有為な法曹人材の確保に向けた取組

- ・ 法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化
- ・ 法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析



4. 活動領域の拡大に向けた環境整備

- ・ 法曹養成制度改革連絡協議会の開催
- ・ 法曹有資格者による海外展開支援

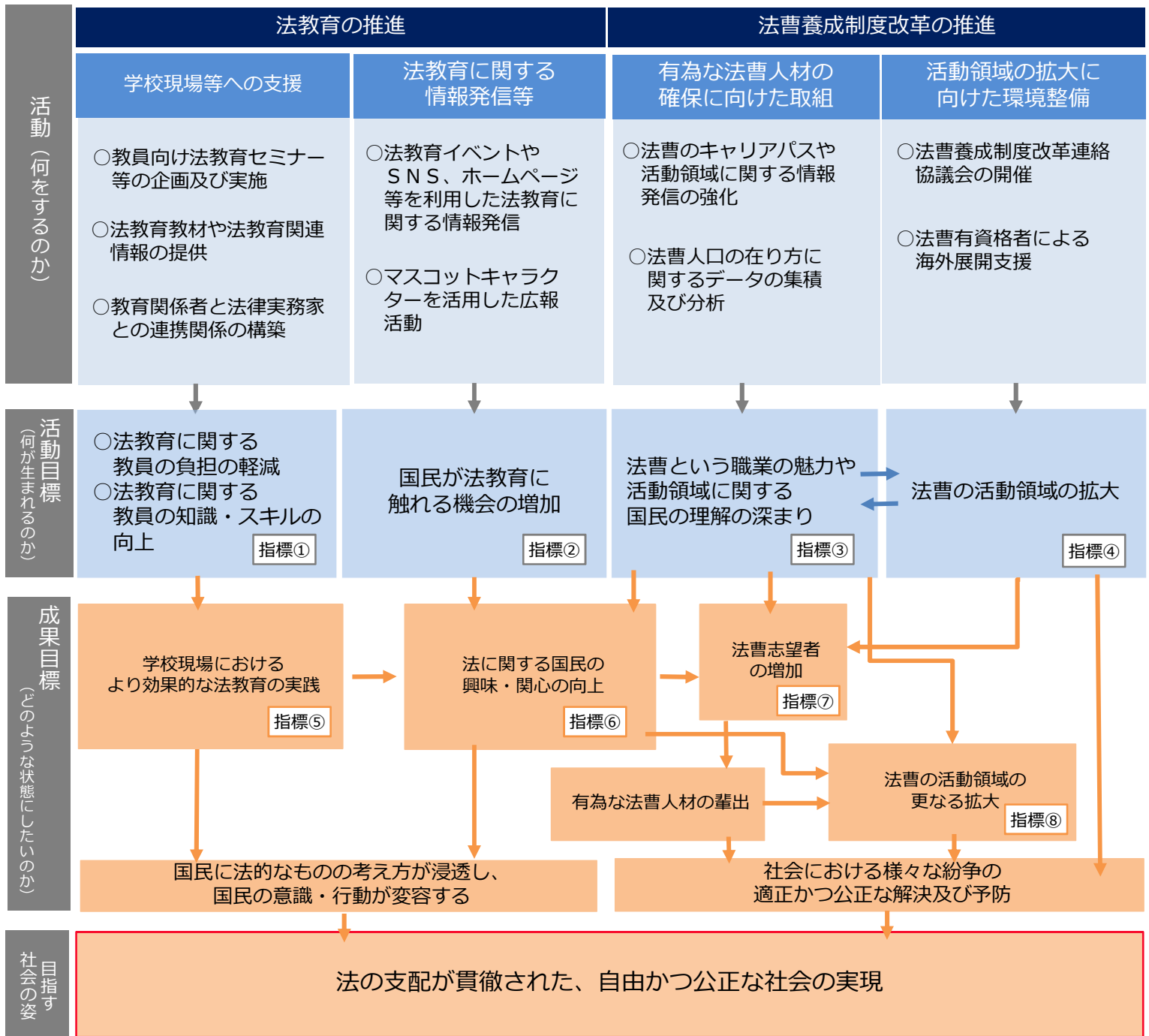
その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 法教育、法曹養成に係る予算額

1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

課題	共生社会の実現を支える 国民の意識の変容	学校現場における より充実した法教育の実践	質の高い 法曹の養成	多様化する 法的ニーズへの対応
	価値観が多様化し、複雑化した現代社会においては、国民に対する法教育や質の高い法曹の養成等による人的基盤の強化が不可欠である。しかし、学校現場の余裕の無さや教員の法教育スキルの未熟さにより、学校現場等における法教育の実践が十分とはいえない場合があるため、これに対する支援等を行う必要がある。また、かつてと比べ法曹を将来の職業として志望する者が減少していることから、より多くの有為な法曹の輩出に向けた取組を行っていく必要がある。			



測定指標（指標①～⑧）は付属表に記載

測定
指標

政策名		自由かつ公正な社会の実現に向けた取組								
目指すべき姿		法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。								
施策群 1		学校現場等への支援								
活動目標（アウトプット）		法教育に関する教員の負担の軽減								
		法教育に関する教員の知識・スキルの向上								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定性	教員向け法教育セミナー等の実施状況		教員向け法教育セミナーの実施状況						
1	定量	法教育推進協議会等の活動状況		法教育推進協議会及び部会の開催回数						
1	定量	出前授業の実施状況		出前授業の実施回数及び出前授業に参加した人数						
				実施回数 参加人数						
成果目標（アウトカム）		学校現場におけるより効果的な法教育の実践								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	法教育実践状況調査結果		各学校現場における法教育の実践状況に関する調査結果						
5	定量	（再掲）出前授業の実施状況		出前授業の実施回数及び出前授業に参加した人数						
				実施回数 参加人数						
施策群 2		法教育に関する情報発信等								
活動目標（アウトプット）		国民が法教育に触れる機会の増加								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定性	法教育教材及び法教育関連情報の提供状況		法教育教材及び法教育関連情報の提供状況や提供に際しての工夫						
2	定量	SNSによる情報発信（投稿回数）		法務省管理のSNSを利用して国民向けに法教育関連情報を発信した回数（投稿回数）						
成果目標（アウトカム）		法に関する国民の興味・関心の向上								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定量	法教育教材の発送件数		法教育教材を発送した件数						
6	定量	（再掲）出前授業の実施状況		出前授業の実施回数及び出前授業に参加した人数						
				実施回数 参加人数						
6	定性	法教育実践状況調査結果		各学校現場における法教育の実践状況に関する調査中、法に対する興味関心の向上に関する調査結果						

施策群 3・4			有為な法曹人材の確保に向けた取組／活動領域の拡大に向けた環境整備						
活動目標（アウトプット）			法曹という職業の魅力や活動領域に関する国民の理解の深まり						
			法曹の活動領域の拡大						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定性	法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の内容	法曹のキャリアパスや活動領域に関して、ホームページや会議体等で発信した情報の内容						
3	定性	法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析結果	法曹人口の在り方に関して、集積及び分析したデータ						
4	定量	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況	法曹養成制度改革連絡協議会の開催件数及び参加機関数	開催件数					
				参加機関数					
成果目標①（アウトカム）			法曹志望者の増加						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	法科大学院志願者数等	法科大学院志願者数及び入学者数	志願者数					
				入学者数					
7	定量	法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果	法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果の内容						
成果目標②（アウトカム）			法曹の活動領域の更なる拡大						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況	法曹養成制度改革連絡協議会の議題、意見交換等の概要						
8	定量	各活動領域における法曹有資格者の推移等	各活動領域における法曹有資格者の推移及びその増減						

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項	法教育、法曹養成に係る予算額	

目指すべき姿 裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能な制度。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODR という。

施策群と施策

1. ODRの推進

ODR参入支援・認知度向上のため、次の取組を実施

- ①情報基盤の整備
- ②相談からODRへの導線確保
- ③ODR事業への参入支援
- ④国民向けODR情報発信

質の高いODRの社会実装を目指し、次の取組を実施

- ①相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
- ②トップレベルのODRが提供される環境整備
- ③AI技術活用に向けた基盤整備

2. 認証ADR制度の適正運用

以下の認証審査・監督業務等を適切に実施

- ・法定の基準・要件の適合性審査
- ・法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
- ・認証申請を検討する事業者からの事前相談受付

ADR制度利用の促進のため、以下の取組を実施

- ・認証ADRへの新規参入の促進
- ・国民へ利用促進のための広報活動



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額

裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

利便性向上のためのデジタル化への対応

認証ADR制度の適正な運用による利用促進

手続の多様性、簡易・迅速性、非公開性等の特長を持つADRの可能性を広げ、利便性の向上、更には制度全体の利用を促進することが期待されるデジタル技術を活用したODRの導入がごく一部の事業者にとどまっており、制度本来のメリットを発揮できていない。

ADRのデジタル化（ODR）の推進

情報基盤の整備
・ ODR機関検索の利便化
相談からODRへの導線確保
・ 相談機関からODR機関への紹介
ODR事業への参入支援
・ 認証手続の迅速化
国民向けODR情報発信
・ ADRの日（週間）の設定
・ 企業の苦情担当者、相談員への周知
・ 紛争解決事例の見える化

相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
・ データフォーマットの在り方検討
トップレベルのODRが提供される環境整備
・ 世界最先端ODR技術の調査研究
・ ODR実証実験
・ 諸外国ODR機関等ネットワークへの参画
AI技術活用に向けた基盤整備
・ データベースの検証
・ AI技術活用と倫理等の課題検討

認証ADR制度の適正運用

適切な認証審査・監督業務の実施
・ 法定の基準・要件の適合性審査
・ 法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
・ 認証申請を検討する事業者からの事前相談受付
ADR制度利用の促進
・ 認証ADRへの新規参入の促進
・ 国民へ利用促進のための広報活動

活動（何をやるのか）

活動目標（何が生まれるのか）

成果目標（どのような状態にしたいのか）

目指す社会の姿

測定指標（指標①～⑨）は付属表に記載

事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する

指標①

データ連携やAI、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する

指標②

・ ADR認証申請の迅速な処理
・ 認証事業者に対する監督の実施

指標③

国民向け広報活動の実施

指標④

・ 認知度が向上する
・ ODRを実施、新規参入する認証事業者が増加する

指標⑤

最先端技術を活用したODRの社会実装に必要な条件等が明らかになる

指標⑥

認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決に的確に対応する

情報基盤サイトへのアクセス数が増加する

指標⑧

認証事業者や受理件数が増加する

指標⑨

ODRにより解決される紛争が増加する

指標⑦

最先端技術の活用、手続の整備等により、ODRの利便性が向上する

身近なデバイスがあれば、いつでもどこでもだれでも紛争解決を試みることができるようになる

ADR認証制度の信頼性確保

国民が自らの紛争を解決しようとしたとき、ふさわしい解決手続を容易に選択できるようにする

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化								
目指すべき姿		裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。								
施策群 1		ODRの推進								
活動目標（アウトプット）		事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する								
		データ連携やA I、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する								
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
1	定量	ODRの周知・広報の実施状況	ODRについて国民や相談機関等に周知・広報した件数や周知・広報先の数（及びその内容）	周知広報件数						
	周知広報先数									
	定性			内容						
2	定性	実証実験の実施状況、海外調査研究結果	ODRの環境整備をはじめとする実証実験や海外調査研究の現況や結果							
成果目標①（アウトカム）		認知度が向上する								
		O D Rを実施、新規参入する認証事業者が増加する								
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
5	定量	ODR実施、新規参入事業者数	ODRを実施・新規参入した事業者の数							
成果目標②（アウトカム）		最先端技術を活用したO D Rの社会実装に必要な条件等が明らかになる								
		最先端技術の活用、手続の整備等により、O D Rの利便性が向上する								
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
6	定性	O D Rの社会実装に必要な条件	実証実験・調査研究の結果、明らかになった課題・条件							
成果目標③（アウトカム）		O D Rにより解決される紛争が増加する								
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
7	定量	ODRの利用件数	ODRの利用件数（※） ※（）内には不応諾を除いた全既済件数を参考記載							
施策群 2		認証ADR制度の適正運用								
活動目標（アウトプット）		A D R 認証申請の迅速な処理								
		認証事業者に対する監督の実施								
		国民向け広報活動の実施								
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
3	定量	認証申請の受理・処理件数	ADRの認証申請の受理及び処理の件数	受理件数						
				処理件数						
3	定量	認証申請の受理から処分までの処理期間	ADRの認証申請を受理してから行政処分を行うまでの平均処理期間							
4	定量	相談機関・国民向け広報活動の実施状況	相談機関や国民に向けた広報活動の実施件数や広報先の数	実施件数						
				広報先数						
成果目標①（アウトカム）		認証事業者の質が担保され、A D Rによる紛争解決に的確に対応する								
		情報基盤サイトへのアクセス数が増加する								
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
8	定量	情報基盤サイトへのアクセス数	情報基盤サイトトップページの年間ページビュー数							

成果目標②（アウトカム）			認証事業者や受理件数が増加する					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
９	定量	認証事業者数	認証事業者数					
９	定量	認証紛争解決事業者が受理した件数	認証紛争解決事業者が受理した件数					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載） ＯＤＲ推進会議	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）
	（関係する施策群）	経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）（令和5年6月16日閣議決定）
	（関係する施策群）	

その他総合評価実施時に参考とする事項	ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額
--------------------	------------------------

目指すべき姿

国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁を活性化させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

施策群と施策

1. 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材の育成

- ① 大学教育との連携
- ② 司法修習生への選択型実務修習プログラムの提供
- ③ 実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施

2. 国内外の企業・法律実務家等に対する広報・意識啓発

- ・ 国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解の浸透
- ・ 我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼の獲得

- ① 国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施・参加
- ② 最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、我が国の法制度等に関する情報の発信



その他政策評価に当たり把握する事項

国際仲裁活性化の基盤整備に係る予算額

国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁を活性化させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

課題

国際仲裁に精通した人材の不足

国内外の企業・法律実務家等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が不十分

我が国の法制度に関する海外ユーザーからの信頼や認知度が不十分

我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が不十分

活動（何をやるのか）

仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

- 大学教育との連携
- 司法修習生への選択型実務修習プログラムの提供
- 実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施

国内外の企業・法律実務家等に対する広報・意識啓発

- 国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施・参加
- 最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、我が国の法制度等に関する情報の発信

活動目標（何が生まれるのか）

国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材の育成を実施する

指標①

国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的な広報・意識啓発施策を実施する

指標②

成果目標（どのような状態にしたいのか）

国際仲裁に精通した人材が育成される

指標③

国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進む

指標④

我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が醸成される

指標④

- 国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた国際法務人材が増加する
- 日本企業の海外進出時における法的紛争解決の選択肢が増加する
- 日本企業の海外進出及び対日投資を呼び込むための基盤整備に貢献する

指標⑤

社会の姿

- 国際的な法の支配の促進及び司法分野における我が国の国際的プレゼンス向上
- 我が国の経済成長に貢献

測定指標

測定指標（指標①～⑤）は付属表に記載

政策名			国際仲裁の活性化に向けた基盤整備							
目指すべき姿			国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁を活性化させることにより、法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させると共に、我が国の経済成長に貢献する。							
施策群 1			仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成							
活動目標（アウトプット）			国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材育成施策を実施する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	若年層（学生・司法修習生）に対する講義等の実施		大学・法科大学院の学生に対する国際仲裁に関する講義及び司法修習生に対する選択型実務修習における国際仲裁修習プログラムの実施回数						
1	定量	実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施		実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した国際仲裁に関する研修等の実施回数及び受講者数						
				実施回数						
				受講者数						
成果目標（アウトカム）			国際仲裁に精通した人材が育成される							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	若年層（学生・司法修習生）に対する講義等の参加者		大学・法科大学院の生徒に対する国際仲裁に関する講義及び司法修習生に対する選択型実務修習における国際仲裁修習プログラムの参加者数						
3	定性	司法修習生に対する実務修習及び実務家層を対象とした研修等の受講者に対するアンケートの結果		選択型実務修習における国際仲裁修習プログラム及び人材育成機関と連携した国際仲裁に関する研修等の受講者に対して実施したアンケート結果						
施策群 2			国内外の企業・法律実務家等に対する周知啓発							
活動目標（アウトプット）			国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的な周知啓発施策を実施する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施		国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携した国際仲裁に関するイベントの実施回数及び参加者数（オンライン視聴者を含む。）						
				実施回数						
				参加者数						
成果目標（アウトカム）			国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進み、我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が醸成される							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定性	イベントの参加者に対するアンケートの結果		イベント参加者に対して実施したアンケート結果		評価書のとり				
4	定性	企業等に対するアンケートの結果		企業等に対して実施した国際仲裁に関するアンケート結果		評価書のとり				

成果目標（長期アウトカム）		国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた国際法務人材が増加する						
		日本企業の海外進出時における法的紛争解決の選択肢を与えるとともに海外からの対日投資の呼び込みのための基盤整備に貢献する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定性	国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材	国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材の数					
5	定性	国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった課題・成果	国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった日本企業の海外進出や海外からの対日投資の呼び込みのための基盤整備における課題・成果					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	(把握する方法がある場合、その内容を記載)	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
	(関係する施策群)	
その他総合評価実施時に参考とする事項	国際仲裁活性化の整備に係る予算額	

目指すべき姿

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。

施策群と施策

1. 捜査・公判能力の向上

情報通信技術の進展や犯罪のボーダレス化等に伴い、複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識・技能を習得し、捜査・公判能力の向上を図る。

2. 犯罪被害者等の保護・支援

- ①犯罪被害者等の保護・支援を担当する職員の対応能力の向上を図る。
- ②犯罪被害者等の保護・支援に関する情報提供を充実させる。



3. 広報活動の実施

一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に検察の意義・役割や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した広報活動を実施する。



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 施策の予算額
- ・ 検察組織の定員（検事・事務官）
- ・ 新規採用者数と性別割合（検事・事務官）
- ・ 職員の平均年次休暇取得日数
- ・ 職員の育児休業取得率

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。

課題

デジタル技術、情報
通信技術の進展

犯罪のグローバル
化・ボーダレス化

犯罪被害者等の
保護・支援

検察の意義や役割に
対する国民の理解

- ・デジタル技術、情報通信技術の進展に伴い、これらを悪用した犯罪が頻発し、犯罪の匿名化・広域化が顕著に。
- ・国際交流が活発になる一方、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪の増加。
- ・事案の真相を解明する上で、犯罪被害者等の方々に、事情聴取や裁判で証人として証言をしていただくなどの協力を得る必要がある一方、適切なサポートを必要としている場合も少なくない。

活動
(何をやるのか)

捜査・公判能力の向上

職員研修の実施

- ・サイバー犯罪の捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修の実施

犯罪被害者等の
保護・支援

職員研修の実施

- ・犯罪被害者等の支援担当者を対象とした研修の実施

支援情報等の提供

- ・刑事手続における犯罪被害者等の保護・支援に関する情報の提供

広報活動の実施

地域に根ざした広報活動の実施

- ・一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象とした出前教室等の実施

活動目標
(何が生まれるのか)

社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得する

指標①

- ・犯罪被害者等の保護・支援等に関する知識や心情等に配慮した対応を習得する
- ・犯罪被害者等の保護・支援に関する制度等をまとめたパンフレット等を作成、配布する

指標②

出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を行う

指標③

成果目標
(どのような状態にしたいのか)

- ・先端犯罪に対処するための捜査・公判能力が向上する
- ・迅速、適正な捜査処理が行われる

指標④

捜査・公判過程において、犯罪被害者等の心情や置かれた状況に配慮した柔軟な対応がなされる

指標⑤

検察活動の意義や役割を理解する人が増え、捜査・公判過程において、犯罪被害者等や事件関係者から必要な協力を得やすくなる

社会情勢の変化に的確に対応し、適正かつ迅速な捜査・公判活動が行われる

目指す
社会の姿

法秩序が守られ、安全・安心な社会を実現する

測定
指標

測定指標（指標①～⑤）は付属表に記載

政策名			検察権行使を支える事務の適正な運営							
目指すべき姿			検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。							
施策群 1			捜査・公判能力の向上							
活動目標（アウトプット）			社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	デジタルフォレンジック研修の実施状況	デジタルフォレンジック研修を実施した回数及び参加人数	実施回数						
				参加人数						
1	定量	研修員に対する確認テストの結果	基礎的なデジタルフォレンジック研修を受講した研修員に対して実施した確認テストの平均点							
成果目標（アウトカム）			先端犯罪に対処するための捜査・公判能力が向上する							
			迅速、適正な捜査処理が行われる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定性	デジタルフォレンジック研修に参加した研修員の声		デジタルフォレンジック研修に参加した研修員等からの先端犯罪の捜査手法に関するアンケート調査等						
施策群 2			犯罪被害者等の保護・支援							
活動目標（アウトプット）			犯罪被害者等の保護・支援等に関する知識や心情等に配慮した対応を習得する							
			犯罪被害者等の保護・支援に関する制度等をまとめたパンフレット等を作成、配布する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	被害者支援担当者中央研修の実施状況	被害者支援担当者中央研修を実施した回数及び参加人数	実施回数						
				参加人数						
2	定性	犯罪被害者等向けパンフレットの作成状況	パンフレットの作成状況							
成果目標（アウトカム）			捜査・公判過程において、犯罪被害者等の心情や置かれた状況に配慮した柔軟な対応がなされる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員の声	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員等からの犯罪被害者等支援に関するアンケート調査等							
施策群 3			広報活動の実施							
活動目標（アウトプット）			出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を行う							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	検察広報活動の実施件数		出前教室や移動教室等による広報活動の件数						
3	定性	検察広報用パンフレット等の作成状況		パンフレットの作成状況						
成果目標（アウトカム）			検察活動の意義や役割を理解する人が増え、捜査・公判過程において、犯罪被害者等や事件関係者から必要な協力を得やすくなる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
－	－	－		－		－	－	－	－	－

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、各種会同等において、現下の情勢を踏まえた検察の課題、考慮すべき事情などを把握し、共有している。	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	最高検察庁において、先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため、分野別専門委員会（金融証券、法科学・特殊過失、国際及び組織マネジメント、供述証拠、刑事政策など）を設置しており、各専門委員会では、外部有識者である参与等との意見交換が行われている。	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	

その他総合評価実施時に参考とする事項	・施策の予算額 ・検察組織の定員（検事・事務官） ・新規採用者数と性別割合（検事・事務官） ・職員の平均年次休暇取得日数 ・職員の育児休業取得率	
--------------------	--	--

目指すべき姿

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

施策群と施策

1.改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施

- アセスメント機能の充実強化（④）
- 刑務作業・職業訓練等の実施（①）
- 特性に応じた指導・教育の実施（④）
- 処遇体制の充実（④）
- 効果検証・調査研究の実施（④）

2.多機関連携による社会復帰支援の実施

- 就労に向けた相談・支援の充実（①）
- 福祉関係機関等と連携した支援・調整の実施（②）
- 学校等と連携した修学支援（③）



3.適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備

- 組織風土の変革
- 矯正施設の適正な管理運営（⑦）
 - ・ 耐震対策等の収容環境の整備
 - ・ サポート体制・マネジメント体制の充実
 - ・ 警備用機器の整備、効果的な活用
 - ・ 刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上（⑦）
 - ・ 業務効率化、省力化（⑦）
- 不服申立制度の運用改善
- 適正な保健医療提供体制の確保・整備（⑦）

4.開かれた矯正に向けた取組の推進

- 地域と連携した取組の推進（⑥）
 - ・ 災害発生時の支援活動
 - ・ 矯正施設と自治体等との連携
 - ・ 法務少年支援センターによる地域援助の実施
- 適正な運営の確保
 - ・ 視察委員会制度の運用改善



※（ ）内の番号は再犯防止推進計画における7つの重点課題の項番に該当

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、再犯防止推進白書等も活用

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・ 矯正予算の金額 | ・ 矯正職員を志望した者の数 |
| ・ 矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑） | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑） | ・ 職員の育児休業取得日数、割合 |

5 矯正処遇の適正な実施

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

責務

収容の確保

再犯・再非行の防止

関係機関との連携

地域との共生

拘禁刑下において、矯正施設の適正な収容環境を保持しつつ、「一人の人間」としての被収容者に正面から向き合い、更生に導くことで、国民生活の基盤である国の治安を支える責務

活動
(何をやるのか)

矯正処遇の
基盤・環境の整備

組織風土の変革

矯正施設の適正な管理運営/ 計⑦

- ・耐震対策等の収容環境の整備
- ・サポート体制、マネジメント体制の充実
- ・警備用機器の整備、効果的な活用
- ・刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上/ 計⑦
- ・業務効率化、省力化/ 計⑦

不服申立制度の運用改善

適正な保健医療提供体制の

確保・整備/ 計⑦

- ・医師等の医療従事者の確保、育成
- ・外部医療機関との関係構築

改善更生・円滑な社会
復帰に向けた矯正処遇

アセスメント機能の充実強化
/ 計④

刑務作業・職業訓練等/ 計①

特性に応じた指導・教育/ 計④

処遇体制の充実/ 計④

効果検証・調査研究/ 計④

多機関連携による
社会復帰支援

就労に向けた相談・支援/ 計①

福祉機関等と連携した支援・
調整 / 計②

学校等と連携した修学支援/
計③

開かれた矯正に
向けた取組の推進

地域と連携した取組の推進 /
計⑥

- ・災害発生時の支援活動
- ・矯正施設と自治体等との連携
- ・法務少年支援センターによる地域
援助の実施

適正な運営の確保

- ・視察委員会制度の運用改善

活動目標
(何が生まれるか)

- ・収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する

- ・人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する

- ・不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める

- ・社会一般と同程度の医療水準を確保する

指標①

- ・受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する
- ・処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う
- ・円滑な社会復帰に必要な支援（就労・住居・福祉等）に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する
- ・専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する

指標②・③

- ・地域のニーズ、課題を把握する
- ・ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める

指標④

- ・視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる

指標⑤

成果目標
(どんな状態にしたいか)

矯正施設に収容されている者の
処遇が適切に行われ、安定的に
施設が運営される

指標⑥

関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける

指標⑦

施設運営の透明性が確保され、
その改善が図られる

指標⑨

関係機関や国民が、施設の実情・取組等を知る機会が増加する

受刑者等が自らの犯罪の責任を自覚し、
社会生活を送る上で必要な知識・技能の習得
など、改善更生・社会復帰に向けて取り組む

個々の受刑者等の状況に応じて、出所
(院) 後を見据えた社会における就
労・住居等の生活環境が整えられる

指標⑧

効果検証等を通じて
矯正施設の取組の意義や効果が
国民に明らかとなる

受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行すること
なく社会生活を送ることができるようになる

指標⑩

幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・
更生支援に対する理解・協力を得られるようになる

目指す社会の姿

安全・安心な社会の実現

測定
指標

測定指標 (KPI①～⑩)は付属表に記載

政策名		矯正処遇の適正な実施								
目指す姿		被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。								
施策群 1・2		改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施/多機関連携による社会復帰支援の実施								
活動目標（アウトプット）		受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する。								
		処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う。								
		円滑な社会復帰に必要な支援（就労・住居・福祉等）に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する。								
		専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する。								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	新受刑者等の特性（性別・罪名別人数、高齢化率、精神障害者数）	新受刑者の男女別人数	男						
				女						
			新受刑者の罪名別人数							
			新受刑者の高齢化率（新受刑者に対する高齢受刑者の割合）※高齢とは、65歳以上の者をいう。以下、同じ。							
新受刑者の精神障害者数										
2	定量	専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数	専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数							
2	定量	刑務作業における一日平均就業人員	刑務作業における一日平均就業人員							
2	定量	職業訓練等の実施状況（受講者数、受講率、資格等取得者数）	出所者（出院者）に占める職業訓練及び職業指導の受講者数、受講率（職業訓練のみ）、資格等取得者数（主な科目別）	受講者数						
				受講率						
				資格等取得者数						
2	定量	特別改善指導の受講開始人員	特別改善指導の受講を新たに開始した受刑者の人数（指導内容別）	薬物依存離脱						
				暴力団離脱						
				性犯罪再犯防止						
				被害者の視点						
				交通安全						
				就労支援						
2	定量	特定生活指導の受講修了人員	特定生活指導の受講を修了した在院者の人数（指導内容別）	被害者視点						
				薬物非行防止						
				性非行防止						
				暴力防止						
				家族関係						
				交友関係						
				成年社会参画						

2	定量	教科指導の受講開始受刑者の人数	教科指導（補習教科指導、特別教科指導別）の受講を新たに開始した受刑者の人数							
2	定量	処遇に当たって配慮を要する者の数	高齢福祉課程及び福祉的支援課程並びにチーム処遇対象者の数							
3	定量	就労支援対象者の数	就労支援対象者の数							
3	定量	就労支援スタッフ等による面接等受講人数	就労支援専門官又は就労支援スタッフによる講話や面接指導等を受けた人数（延べ人数）							
3	定量	コレワークの活動実績（相談受付件数）	事業者からの相談件数							
3	定量	高齢、障害のある者の数	新受刑者のうち、高齢者や精神障害のある者の数							
			新入院者のうち、精神障害のある者の数							
3	定量	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った人数	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った受刑者等の数							
3	定量	高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率	高等学校卒業程度認定試験の受験者数、全科目合格者数及び合格率	受験者数						
				全科目合格者数						
				合格率						
成果目標①（アウトカム）		関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける。								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定性			期間中に効果検証センターにおいて実施した効果検証及び調査研究の概要・結果						
	定量	期間中実施した効果検証、調査研究の概要・結果		令和2年から令和6年の各年における刑事施設出所者について、刑事施設において特別改善指導、教科指導を受講した者の2年未満再犯率（刑事情報連携データベースシステム（SCRP）の簡易画面による算出数値）						
7	定性	再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体（当事者含む）の声		・教育・支援等に関連する各種会同等での各庁意見、課題等の概要 ・職員や関係団体、元受刑者などへのインタビュー、フォーカス・グループの結果 ・釈放時アンケート結果（受刑者からのフィードバック）						
成果目標②（アウトカム）		個々の受刑者等の状況に応じて、出所（院）後を見据えた社会における就労・住居等の生活環境が整えられる。								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	在所（院）中に就職が内定した者の数		就労支援対象者について、ハローワーク等の関係機関の支援により、刑事施設在所・少年院在院中に就職が内定した者の数						
8	定量	在所（院）中に福祉サービス等の支援につながった者の数		在所（院）中に福祉サービス等の支援につながった者の数						
8	定量	出院時に復学・進学決定した者の数とその割合		出院時に復学・進学決定した者の数及びその割合	決定人数					
					割合					
8	定性	（再掲）再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体（当事者含む）の声		就労支援等に関連する各種会同等での各庁意見等						

施策群 3		適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備						
活動目標（アウトプット）		収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する。						
		人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する。						
		不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める。						
		社会一般と同程度の医療水準を確保する。						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	年末収容人員・収容率	刑事施設の年末における収容人員 上記収容人員のその収容定員に対する割合					
1	定量	収容施設の耐震化率	所管収容施設の総延べ面積に対する現行の耐震基準に合致している建物の総延べ面積の割合					
1	定量	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合					
1	定量	通信型ウェアラブルカメラの整備状況	刑事施設における通信型ウェアラブルカメラの整備庁数					
1	定性	統計データの分析結果に基づく指導・監督の徹底、リスクマネジメントの研究	統計データの分析結果を踏まえた施設への指導状況					
1	定量	保安警備に関する訓練実施状況（回数・人数）	保安警備に関する訓練の回数及び参加人数					
1	定量	常勤医師の充足率（定員・現員）	矯正施設における常勤医師の全国の充足率（定員・現員）（各年4.1現在）					
1	定量	医療スタッフ（看護師等）の数	矯正施設における常勤の医療スタッフ（看護師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床・衛生検査技師、理学療法士、臨床工学技士、作業療法士）の定員					
1	定性	管理職に対する多面観察の導入状況	管理職に対する多面観察の導入の検討状況及び実施状況（試行庁の意見等）					
1	定性	各種相談窓口の周知の状況	法務省外部の窓口を含めた各種相談窓					
1	定性	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合	大学生に向けた魅力的なキャリアパスの大学等への採用広報内容の再検討結果を踏まえた活動件数					
1	定量	メンタルヘルス相談員配置状況	メンタルヘルス相談員配置庁数					
1	定性	人間科学の知見がある者の登用状況	人間科学の知見がある者の登用状況					
1	定量	人権研修の実施状況	初等科研修・任用研修等における人権研修の実施状況、元被収容者との意見交換等の実施状況					
1	定量	他施設への異動の実施状況	他施設への異動の実施数及び他組織への出向の実施数					
1	定量	施設内における配置転換の実施状況	施設内における配置転換の実施数					
1	定性	懲罰の運用の見直しに係る議論状況	各種会同等での各庁意見等及びそれらを踏まえた懲罰の運用の改善状況					
1	定量	施設運営状況調査	施設運営状況調査の実施状況（回収率等）					
1	定量	実地監査における被収容者面接	実地監査において被収容者面接を実施した人数					

1	定量	管理職等による面接	管理職等により面接を実施した人数					
1	定性	デジタル技術を用いた申立ての導入	デジタル技術を用いた申立ての導入に向けた取組の内容					
1	定量	不服申立制度の理解の促進	刑事施設における研修の実施回数					
1	定量 定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	①刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会開催数 ②同検討会への付議件数 ③同検討会からの意見数（上記③があった場合）意見の概要 ④提言数（上記④があった場合）提言の概要	開催数 付議件数 意見数 意見の概要 提言数 提言の概要				
1	定量 定性	患者数と主な疾病	矯正施設における全国の患者数（休養・非休養） 上記の主な疾病（休養・非休養を含めた患者数の多い疾病分類のうち上位3分類）					
成果目標（アウトカム）		矯正施設に収容されている者の被収容者処遇が適切に行われ、安定的に施設が運営される。						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合	志願者数、女性職員の割合					
6	定量	採用3年未満の刑務官の離職率	採用3年未満の刑務官の離職率					
6	定量	懲罰の件数	懲罰の件数					
6	定量	保安事故件数	保安事故の内容別件数					
6	定性	職場環境に関する職員の声	職場環境に関する職員アンケート結果					
6	定量	実地監査を通じた施設運営改善	実地監査の結果を受け、施設において改善措置を講じた事項数					
6	定量	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応件数					
6	定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	調査検討会からの意見等への対応状況（施設運営への反映状況の把握）					
6	定性	調査検討会による評価	不服申立制度の運用改善に向けた取組に係る評価					
施策群4		開かれた矯正に向けた取組の推進						
活動目標（アウトプット）		地域のニーズ、課題を把握する。						
		ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める。						
		視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる。						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	災害協定等を締結している矯正施設の数	災害協定等を締結している矯正施設の数					
4	定量	自治体との連携状況	矯正施設所在自治体会議会員自治体数（各年度当初時点）					
4	定量 定性	災害復旧その他救援活動派遣実績	災害復旧その他救援活動に派遣した延べ人員及びその活動内容	延べ人員 活動内容				

	4	定量	法務少年支援センターによる地域援助実施件数	法務少年支援センターによる地域援助実施件数						
	4	定量	矯正施設の参観人数	全国の矯正施設の参観に訪れた人数						
	5	定量	視察委員会の活動状況（開催・視察回数、被収容者等・職員との面接の回数、意見のうち施設が是正措置を講じた率）	開催・視察回数、被収容者等・職員との面接の回数、意見のうち施設が是正措置を講じた率	開催回数					
					視察回数					
					面接回数（被収容者等）					
					面談等回数（職員）					
					是正率					

成果目標（アウトカム）		関係機関や国民が、施設の实情・取組等を知る機会が増加する。
		施設運営の透明性が確保され、改善が図られる。

指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9	定性	矯正施設に対する地域住民等の声	施設参観参加者へのアンケート結果					
9	定性	視察委員会制度に対する理解促進	視察委員会の活動状況に関する職員アンケート結果					

成果目標（長期アウトカム）		受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行することなく社会生活を送ることができるようになる。
		幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・更生支援に対する理解・協力を得られるようになる。

指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率	令和2年から令和6年の各年における出所受刑者の2年以内再入率					
			令和2年から令和6年の各年における少年院出院者の2年以内再入院率					
10	定量	刑務所出所者等の出所後3年以内再入率	令和元年から令和5年の各年における出所受刑者の3年以内再入率					
			令和元年から令和5年の各年における少年院出院者の3年以内再入院率					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み		・矯正官署幹部職員等を対象とした各種協議会の実施 ・職場環境に関する職員アンケート（施設運営状況調査）の実施	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み		・刑事施設における釈放時アンケートの実施 ・少年院における出院時アンケートの実施 ・各種プログラムの策定・改訂に係る検討会等の実施	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題		（関係する施策群）	
		（関係する施策群）	
		（関係する施策群）	

その他総合評価実施時に参考とする事項		・矯正予算の金額 ・矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑） ・新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑） ・矯正職員を志望した者の数 ・職員の年次休業取得日数 ・職員の育児休業取得日数、割合 ・不適正処遇による懲戒処分の件数 ・不服申立件数	
--------------------	--	--	--

目指すべき姿 犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。

施策群と施策

1. 矯正施設収容中の生活環境の調整等

①生活環境の調整

- ・受刑者等の状況に応じた帰住先、支援等の調整

②仮釈放等の審理

- ・生活環境の調整等の充実を通じた仮釈放等の審理の円滑化

③住居の確保

- ・更生保護施設の受入れ機能の充実
- ・自立準備ホームの確保・活用
- ・公営住宅、賃貸住宅等への居住支援

2. 対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施

①特性に応じた専門的な処遇

- ・適切なアセスメントに基づく保護観察の実施
- ・薬物事犯者、性犯罪者等に対する専門的処遇プログラムの実施
- ・保健・医療等の専門的な援助を行う関係機関との連携強化

②就労支援

- ・関係機関と連携した就労支援の実施
- ・就労後の職場定着への支援
- ・多様な業種の就労先の確保

③満期釈放者等への息の長い支援

- ・更生緊急保護の実施
- ・更生保護施設退所者等の社会復帰支援の充実
- ・刑執行終了者等への援助
- ・更生保護に関する地域援助の実施



3. 犯罪被害者等の支援等

○犯罪被害者等の意見等の聴取等

- ・意見等の聴取、心情等の聴取・伝達、相談・支援等の実施
- ・意見又は心情等を踏まえた生活環境の調整、保護観察等の実施

4. 地域における理解・協力の確保

①犯罪予防活動の実施

- ・社会を明るくする運動を始めとする各種団体等と連携した更生保護に関する広報啓発活動等の実施

②民間協力者の確保・支援

- ・保護司会等に係る活動拠点整備、助成、表彰等の活動支援
- ・保護司活動のデジタル化の推進

③地方公共団体との連携

- ・地域再犯防止推進計画の策定等の促進
- ・地域のネットワークにおける取組支援

5. 医療観察対象者の社会復帰支援

①精神保健観察等の実施

- ・精神保健観察の実施
- ・生活環境の調査・調整の実施

②関係機関相互の緊密な連携の確保

- ・ケア会議の実施等を通じた、自治体、医療機関等との緊密な連携の確保
- ・障害福祉サービス事業者等の理解促進

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、犯罪白書や再犯防止推進白書等も活用

保護観察等の概要を示すデータ

- ①保護観察開始人員の推移
- ②罪名別・年齢層別構成比
- ③出所受刑者人員の推移

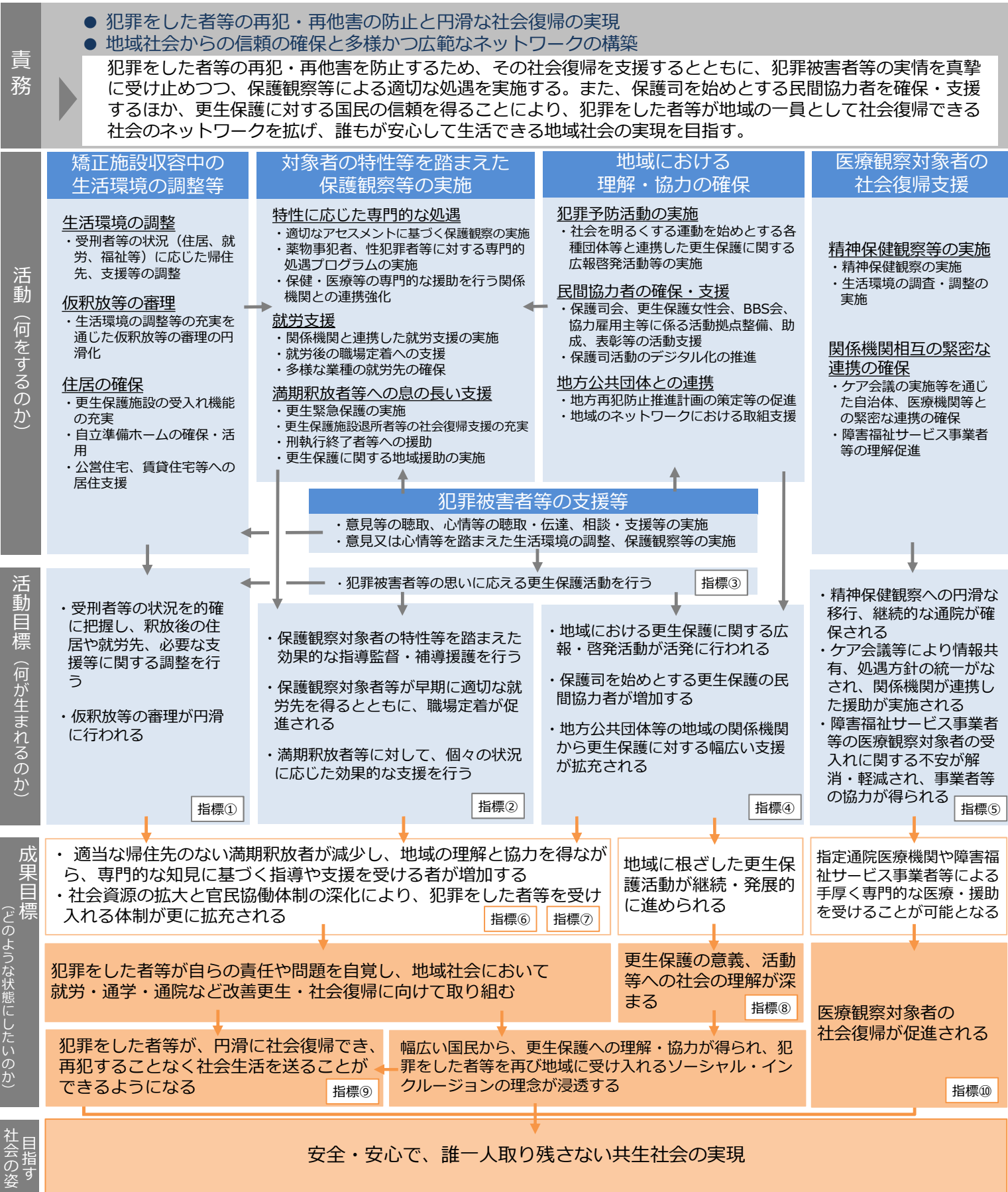
組織運営に関するデータ

- ①更生保護官署職員の定員の推移
- ②更生保護関連予算の推移

更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要

6 更生保護活動の適切な実施

犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。



測定指標

測定指標（指標①～⑩）は付属表に記載

政策名		更生保護活動の適切な実施						
目指す姿		犯罪や被害行為をした人の再犯・再被害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。						
施策群 1		矯正施設収容中の生活環境の調整等						
活動目標（アウトプット）		受刑者等の状況を的確に把握し、釈放後の住居や就労先、必要な支援等に関する調整を行う						
		仮釈放等の審理が円滑に行われる						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	生活環境の調整を開始した人員	矯正施設に収容中の者について生活環境の調整を開始した人数（暦年）					
1	定量	特別調整の実施件数	特別調整の実施件数					
1	定量	仮釈放等審理の開始人員	仮釈放又は仮退院審理を開始した人数（暦年）					
1	定量	仮釈放率	刑事施設出所者に占める仮釈放者の割合（暦年）					
1	定量	更生保護施設の受入れ人員	更生保護施設で収容保護した実人員					
1	定量	自立準備ホームの受入れ人員	自立準備ホームで収容保護した実人員					
成果目標（アウトカム）		適当な帰住先のない満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する						
		社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定量	適当な帰住先のない満期釈放者の数	適当な帰住先のない状態で満期釈放となった者の数（暦年）					
6	定性	更生保護施設や自立準備ホームの運営に関する施設職員等の声	施設職員等関係者を対象にしたアンケート又は各協議会の結果					
施策群 2		対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施						
活動目標（アウトプット）		保護観察対象者の特性等を踏まえた効果的な指導監督・補導援護を行う						
		保護観察対象者等が早期に適切な就労先を得るとともに、職場定着が促進される						
		満期釈放者等に対して、個々の状況に応じた効果的な支援を行う						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	専門的処遇プログラムの開始人員	性犯罪再犯防止					
			薬物再乱用防止					
			暴力防止					
			飲酒運転防止					
2	定量	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置の内容	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数（暦年）					
2	定量	更生緊急保護の重点実施等の実施件数	更生緊急保護の重点実施等の実施件数					
3	定量	勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の実施件数	勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の実施件数（暦年）					
2	定量	訪問支援事業の実施状況	訪問支援の実施を委託した人員					
2	定量	刑執行終了者等への援助の実施状況	刑執行終了者等への援助の実施件数（暦年）	-				

2	定量	地域援助の実施状況	地域援助の実施件数（暦年）	-				
成果目標（アウトカム）			適当な帰住先のない満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する					
			社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	関係機関等による支援等につな がった人員	薬物事犯保護観察対象者のうち、保健 医療機関・民間支援団体等による治 療・支援を受けた人数					
7	定量	保護観察終了者に占める無職者 の割合	保護観察終了者に占める無職者の割 合（暦年）					
7	定性	（再掲）更生保護施設や自立 準備ホームの運営に関する施設職 員等の声	施設職員等関係者を対象にしたアン ケート又は各協議会の結果					
施策群3			犯罪被害者等の支援等					
活動目標（アウトプット）			犯罪被害者等の思いに応える更生保護活動を行う					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	犯罪被害者等から意見等を聴取 した件数	犯罪被害者等から意見等を聴取した件 数（暦年）					
3	定量	犯罪被害者等の心情等を聴取・ 伝達した件数	犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達し た件数（暦年）					
3	定量	犯罪被害者等への相談・支援件 数	犯罪被害者等への相談・支援件数 （暦年）					
3	定量	加害者処遇状況等の通知件数	加害者処遇状況等の通知件数（暦 年）					
3	定量	しよく罪指導プログラムの実施件数	保護観察対象者に対するしよく罪指導プ ログラムの実施が終了した件数（暦 年）					
3	定性	更生保護官署における犯罪被害 者等支援制度に対する制度利用 者の声	更生保護官署における犯罪被害者等 支援制度の利用者へのアンケートより 収集した声					
施策群4			地域における理解・協力の確保					
活動目標（アウトプット）			地域における更生保護に関する広報・啓発活動が活発に行われる					
			保護司を始めとする更生保護の民間協力者が増加する					
			地方公共団体等の地域の関係機関から更生保護に対する幅広い支援が拡充される					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	保護司専用ホームページ「H@」の 保護司アカウント数、保護司による アクセス数	保護司専用ホームページ「H @」の保護司アカウント数、 保護司によるアクセス数	アカウント数				
				アクセス数 （月間平均）				
4	定量	保護司の人数、平均年齢、定員 充足率	保護司の人数、平均年齢、 定員充足率	人数				
				平均年齢				
				定員充足率				
4	定量	更生保護女性会、BBS会の会員 数	更生保護女性会の会員数					
			BBS会の会員数					
4	定量 定性	協力雇用主の数、業種、実際に 保護観察対象者等を雇用してい る協力雇用主の数、業種	協力雇用主の数、業種	数				
				業種				
			実際に保護観察対象者等 を雇用している協力雇用主 の数、業種	数				
				業種				

4	定量	更生保護サポートセンターの運営状況	更生保護サポートセンターの目的別利用件数					
4	定量	地方公共団体との連携の状況	地方再犯防止推進計画策定自治体数					
4	定量	更生保護地域連携拠点事業の活動状況	構築された地域支援ネットワーク数及びネットワーク参加団体数 (令和7年度以降は廃止し、下行を新規計測)	ネットワーク数				
				参加団体数				
4	定量	更生保護地域寄り添い支援事業の活動状況	支援者支援業務の件数					
4	定量	(再掲)地域援助の実施状況	地域援助の実施件数(暦年)	-				
成果目標(アウトカム)		地域に根ざした更生保護活動が継続・発展的に進められる 更生保護の意義、活動等への社会の理解が深まる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	更生保護活動に係る国民の理解度	犯罪予防活動に参加した者へのアンケート調査の結果					
8	定性	更生保護活動に携わる民間協力者等の声	関係団体から出された要望・提言の内容又はインタビュー調査の結果					
成果目標(長期アウトカム)		犯罪をした者等が、円滑に社会復帰でき、再犯することなく社会生活を送ることができる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
9	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率	モニタリングを実施する年の前年に刑事施設から満期釈放又は仮釈放された者のうち、モニタリング実施年までに当該釈放後の犯罪により刑事施設に再度収容された者の割合					
施策群5		医療観察対象者の社会復帰支援						
活動目標(アウトプット)		精神保健観察への円滑な移行、継続的な通院が確保される ケア会議等により情報共有、処遇方針の統一がなされ、関係機関が連携した援助が実施される 障害福祉サービス事業者等の医療観察対象者の受入れに関する不安が解消・軽減され、事業者等の協力が得られる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定量	精神保健観察を開始した人員	新たに精神保健観察を開始した者の数(暦年)					
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携促進状況	過去に対象者の受入実績のない障害福祉サービス事業者に対して、保護観察所が制度説明等を行った回数					
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携状況	精神保健観察対象者の受入れ又は援助に協力した障害福祉サービス事業者等の数					
5	定量	ケア会議の開催回数	ケア会議の開催回数(暦年)					
成果目標(アウトカム)		指定通院医療機関や障害福祉サービス事業者等による手厚く専門的な医療・援助を受けることが可能となる 医療観察対象者の社会復帰が促進される						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	定量	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合(暦年)					

10	定量	精神保健観察を終了した者の数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。）を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合	精神保健観察事件終結（移送による終結を除く。）件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。）を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合（暦年）					
10	定性	社会復帰調整官の声	各種協議会等により把握した、成果目標に関連した事項に係る社会復帰調整官の意見					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、更生保護官署の職員が参加する会同、協議会及び研修会等を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。		
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	毎年、保護司等の関係者や関係団体が参加する協議会及び研修会を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。		
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		

その他総合評価実施時に参考とする事項	保護観察等の概要を示すデータ ①保護観察開始人員の推移 ②罪名別・年齢層別構成比 ③出所受刑者人員の推移 組織運営に関するデータ ①更生保護官署職員の定員の推移 ②更生保護関連予算の推移 更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要		
--------------------	---	--	--

7 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等

令和10年度

目指すべき姿
(実施庁の評価における達成すべき目標)

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。

施策群と施策

1. 国内外の諸動向に関する情報の収集・分析

- ①インテリジェンス機能の強化
 - ・情報収集・分析に係る体制・基盤の整備、職員の人材育成
 - ・関係機関との連携強化
- ②情報収集・分析
 - ・我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の諸動向について幅広く情報を収集・分析



2. 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制

- ①破壊活動防止法及び団体規制法に基づく調査等
 - ・破壊的団体等の規制に関する公安調査官による調査等
- ②団体規制法に基づく規制
 - ・いわゆるオウム真理教に対する観察処分の実施



3. 我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供

- ①官邸や内閣官房を始めとする関係機関への情報貢献
 - ・国内外の諸動向に関する情報の収集・分析によって得られた成果を関係機関に提供
- ②情報発信・啓発
 - ・技術・データ・製品等の流出防止に向けた情報発信・啓発
 - ・テロやサイバー攻撃の動向等やいわゆるオウム真理教に関する情報発信
 - ・いわゆるオウム真理教に関する調査結果の関係地方公共団体への提供及び地域住民との意見交換会の開催

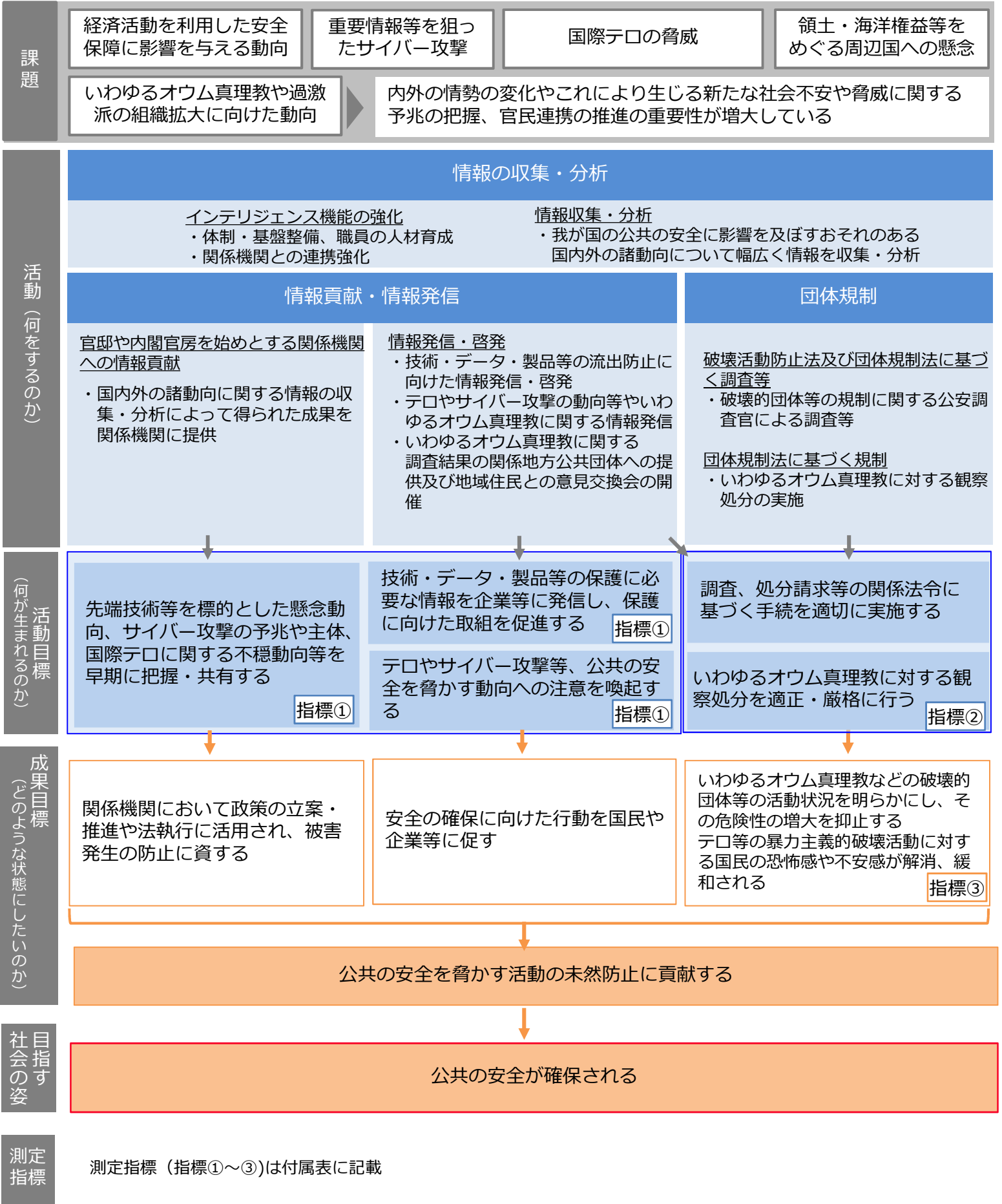


その他政策評価に当たり把握する事項

- ・団体規制及び情報貢献に係る予算額
- ・職員の年次休暇取得日数
- ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合
- ・職員の育児休暇取得日数、割合

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。



政策名					破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等						
目指すべき姿 （実施庁の評価：達成すべき目標）					破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。						
施策群 1・2・3					国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制／我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供						
活動目標（アウトプット）					調査、処分請求等の関係法令に基づく手続を適切に実施する						
					いわゆるオウム真理教に対する観察処分を適正・厳格に行う						
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	いわゆるオウム真理教に対する立入検査の実施状況			団体規制法に基づいて実施した立入検査の実施件数、実施施設数	実施件数					
						実施施設数					
2	定量	いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供状況			いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供先の地方公共団体数、提供件数	提供先の地方公共団体数					
						提供件数					
2	定量	いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施状況			いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施件数	実施件数					
成果目標（アウトカム）					いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止する						
					テロ等の暴力主義的破壊活動に対する国民の恐怖感や不安感が解消、緩和される						
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定性	地域住民との意見交換会等で寄せられた声			いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会等において寄せられた声						
施策群 1・3					国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供						
活動目標（アウトプット）					先端技術等を標的とした懸念動向、サイバー攻撃の予兆や主体、国際テロに関する不穏動向等を早期に把握・共有する						
					技術・データ・製品等の保護に必要な情報を企業等に発信し、保護に向けた取組を促進する						
					テロやサイバー攻撃等、公共の安全を脅かす動向への注意を喚起する						
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定性	テロ・サイバー攻撃の動向等に関する情報発信状況			公表した刊行物 「内外情勢の回顧と展望」 「国際テロリズム要覧」						
	定量				公安調査庁HPの総アクセス件数						
成果目標（アウトカム）					関係機関において政策の立案・推進や法執行に活用され、被害発生防止に資する						
					安全の確保に向けた行動を国民や企業等に促す						
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み		-	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み		-	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		

その他総合評価実施時に参考とする事項		・団体規制及び情報貢献に係る予算額 ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割合	
--------------------	--	--	--

目指すべき姿

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。

施策群と施策

1. 登記事務の適正円滑な実施

- ・ 登記事務の処理
- ・ 登記情報システム等の維持管理

不動産登記

所有者不明土地問題への対応

- ・ 長期相続登記等未了土地解消事業の実施
- ・ 表題部所有者不明土地の解消事業の実施
- ・ 相続土地国庫帰属制度の実施
- ・ 相続登記の義務化

筆界の明確化

- ・ 法務局地図作成事業の計画的な実施
- ・ 筆界特定制度の実施

商業・法人登記

会社設立登記手続の円滑化

- ・ 設立登記の優先的処理
- ・ 設立登記のオンラインワンストップ化

電子認証制度の普及

- ・ 会社・法人の代表者等の電子証明書の普及促進

2. 戸籍・国籍事務の適正円滑な実施

戸籍事務

市区町村への指導・助言

- ・ 市区町村への指導
- ・ 市区町村からの照会対応

無戸籍者問題解消に向けた取組の推進

- ・ 市区町村や行政機関等と連携した情報把握
- ・ 無戸籍者の実情に応じた支援の実施

国籍事務

国籍事務の処理

- ・ 帰化許可申請や国籍取得届等に対する審査処分



無戸籍者解消ポスター

帰化相談リーフレット

帰化による
日本国籍の取得

申請手続のご案内

法務省民事局

3. 社会情勢への対応

デジタル社会への対応

登記・供託手続のオンライン化の推進

- ・ 登記事項証明書請求のスマートフォン対応

情報連携の推進

- ・ 登記情報の行政機関間の連携の推進
- ・ 戸籍事務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携

新たな社会課題への対応

相続手続の円滑化

- ・ 遺言書保管制度の実施

所有者不明土地問題への対応（再掲）



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

遺言書ほかんガルー

その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 民事行政に係る予算額
- ・ 法務局職員定員
- ・ 法務局職員に占める女性職員の割合

8 民事行政の適正円滑な実施

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。



政策名			民事行政の適正円滑な実施					
目指すべき姿			登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に処理することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。					
施策群 1			登記事務の適正円滑な実施					
活動目標①（アウトプット）			登記事務の適正円滑な実施					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	登記の申請状況	不動産登記申請件数					
			商業・法人登記申請件数					
1	定量	登記事項証明書の請求状況	不動産登記事項証明書等の請求件数					
			商業・法人登記事項証明書等の請求件数					
活動目標②（アウトプット）		所有者不明土地等対策の着実な実施						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	長期相続登記等未了土地解消作業の実施状況	長期相続登記等未了土地解消作業を終結した件数					
2	定量	表題部所有者不明土地解消作業の実施状況	表題部所有者不明土地（変則的な登記がされている土地）の解消作業を終結した件数					
2	定量	相続土地国庫帰属制度の利用状況	相続土地国庫帰属制度の申請筆数					
活動目標③（アウトプット）		筆界の明確化に係る施策の着実な実施						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	法務局地図作成事業における作業実施面積	防災・まちづくり型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）					
			大都市特化型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）					
			被災地域復興型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）					
3	定量	筆界特定制度の利用状況	筆界特定申請件数（年計）					
活動目標④（アウトプット）		設立登記の円滑な処理						
		商業登記電子証明書の普及						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定量	設立に関する登記の申請状況	設立に関する登記申請件数					
4	定量	商業登記電子証明書の申請件数	商業登記電子証明書の申請件数（年計）					
成果目標①（アウトカム）		所有者不明土地の発生抑制						
		土地取引の円滑化						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
9	定量	相続登記の状況	相続登記の申請件数（年単位）					
成果目標②（アウトカム）		設立登記手続の利便性の向上						
		会社・法人の本人確認のデジタルによる完結						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

10	定性	会場で寄せられた現場の声	会通を通じて参加者から出された意見等の内容					
施策群 2		戸籍・国籍事務の適正円滑な実施						
活動目標①（アウトプット）		市区町村の戸籍事務に従事する職員の知識習得						
		無戸籍者の情報の把握及び戸籍への記載						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定量	戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数	戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数					
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施回数	法務局・地方法務局の戸籍事務担当職員が市区町村役場へ赴き実施した事務指導の回数					
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施割合	法務局・地方法務局による現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値					
5	定量	無戸籍者の解消数	無戸籍状態が解消された者の数					
活動目標②（アウトプット）		帰化許可・不許可の処分及び国籍取得届の受理・不受理の実施						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定量	帰化許可申請者数	帰化許可の申請者数（年計）					
6	定量	帰化許可者数及び不許可者数	帰化許可申請をした者のうち、帰化が許可された者及び不許可となった者の数（年計）					
6	定量	国籍取得者数	届出により日本国籍を取得した者の数（年計）					
成果目標①（アウトカム）		戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保						
		無戸籍者の解消						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
11	定量	未解消の無戸籍者の数	把握している無戸籍者のうち未解消者の数					
11	定性	会通又は協議会を通じて寄せられた声	会通又は協議会を通じて参加者から出された意見等の内容					
成果目標②（アウトカム）		日本国民としての法的地位の確立						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
12	定性	会同等で寄せられた現場の声	会同等を通じて参加者から出された意見等の内容					
施策群 3		社会情勢への対応						
活動目標①（アウトプット）		登記・供託手続のオンライン利用促進						
		登記・戸籍情報の行政機関間連携の実現						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	登記申請のオンライン利用状況	不動産登記申請のオンライン利用率（％）					
7	定量		商業・法人登記申請のオンライン利用率（％）					
7	定量	登記事項証明書請求のオンライン利用状況	不動産登記事項証明書等のオンライン請求率（％）					
7	定量		商業・法人登記事項証明書等のオンライン請求率（％）					
7	定量	供託手続のオンライン利用状況	供託手続のオンライン利用率（％）					

7	定性	登記情報の行政間連携	登記情報の行政間連携の実施状況							
7	定性	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携状況							
活動目標②（アウトプット）			相続手続の円滑化施策の着実な実施							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	遺言書保管制度の利用状況		遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数の合計件数						
成果目標①（アウトカム）			法務局の各種手続のアクセス性や利便性の向上							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
13	定性	登記オンライン申請システムに関する国民の声		登記オンライン申請システムの利用者へのアンケート結果						
成果目標②（アウトカム）			相続手続の円滑化							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
14	定性	遺言書保管制度利用者の声		遺言書保管制度の利用者に対するアンケート結果						
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み				（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み				（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
その他総合評価実施時に参考とする事項				・民事行政に係る予算額 ・法務局の職員定員 ・法務局の職員における男女別の割合						

9 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防

令和10年度

目指すべき姿

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

施策群と施策

1. 人権啓発

①国民の理解を深めるための啓発活動の実施

- ・全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
- ・人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する



②各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する



2. 人権相談

①相談体制の整備（相談方法の多様化）

面談、電話、インターネット、手紙、チャットなど相談窓口を充実・多様化させる

②対象に応じた相談窓口の周知

子ども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る

③地域に根ざした人権相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした活動を実施する



3. 人権侵犯事件の調査救済

①調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する法務局職員に対する研修等の体制を整備する

②調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる



③人権侵害による被害者救済活動の実施

児童虐待など緊急対応を要する事案について、速やかに学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、人権教育・啓発白書も活用

- ・人権擁護委員の人数及び平均年齢
- ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

課題

こども・高齢者・障害のある人への虐待や配偶者等からの暴力、いじめなど、後を絶たない人権侵害事案

インターネット上の人権侵害など新たな問題「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

- ・社会の価値観が変化していく中であって、普遍的な人権尊重思想を普及高揚させる。
- ・新たな人権課題についても適切に対応して、人権の擁護を積極的に行う。

活動（何をするのか）

人権啓発

国民の理解を深めるための啓発活動の実施

- ・全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
- ・人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する

各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する

人権相談

相談体制の整備（相談方法の多様化）

面談、電話、インターネット、手紙、チャットなど相談窓口を充実・多様化させる

対象に応じた相談窓口の周知

こども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る

人権擁護委員による地域に根ざした人権相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした人権相談活動を実施する

人権侵害事件の調査救済

調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する職員に対する研修等の体制を整備する

調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる

人権侵害による被害者救済活動の実施

学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる

活動目標（何が生まれるのか）

- 国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する

指標①

- 児童虐待など身近な者にも助けを求めがたい被害者を含む全ての人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する

指標②

- 人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する

指標③

- 人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる

指標④

成果目標（どのような状態にしたいのか）

関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める

指標⑤

気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる

指標⑥

人権尊重思想の高まりにより、人権侵害事案の発生が抑制されるとともに、人権侵害の疑いがある事案について相談しやすくなることで、より早期の被害の救済・予防が図られる

社会の姿
目指す

全ての人々の人権が尊重される社会の実現

測定指標

測定指標（指標①～⑥）は付属表に記載

政策名			人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防							
目指すべき姿			人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する。							
施策群 1			人権啓発							
活動目標（アウトプット）			国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	人権作文応募校数・総応募者数	全国中学生人権作文コンテストに応募した中学校等の数及び総応募者数	中学校等の数						
				総応募者数						
1	定量	人権教室実施回数・総参加者数	人権教室の実施回数及び総参加者数	実施回数						
				総参加者数						
1	定量	人権啓発指導者養成研修実施回数・総参加者数	人権啓発指導者養成研修の実施回数及び総参加者数	実施回数						
				総参加者数						
1	定量	人権シンポジウム実施回数・総参加者数	人権シンポジウムの実施回数及び総参加者数	実施回数						
				総参加者数						
1	定量	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数							
1	定量	人権啓発動画の再生回数	動画共有サイト上で提供している人権啓発動画の再生回数							
1	定量	バナー広告インプレッション数・クリック数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページヘリンクするバナー広告のインプレッション数・クリック数	インプレッション数						
				クリック数						
成果目標（アウトカム）			関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	人権擁護に関する世論調査の結果	人権擁護に関する世論調査の結果							
施策群 2・3			人権相談／人権侵犯事件の調査救済							
活動目標①（アウトプット）			児童虐待など身近な者にも助けを求めたい被害者を含む全ての人の人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する							
			人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	モニター調査による人権相談窓口の認知度	モニター調査による人権相談窓口の認知度							
3	定量	「こどもの人権SOSモニター」による相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った「こどもの人権SOSモニター」による相談件数							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
3	定量	法務省の人権擁護機関が取り扱った相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った相談の件数							
3	定量	「こどもの人権110番」による相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った「こどもの人権110番」による相談件数							
3	定量	インターネットによる相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱ったインターネットによる相談件数							
3	定量	チャットによる相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱ったチャットによる相談件数							
3	定量	特設人権相談所等における相談件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った特設人権相談所等における相談件数							

活動目標②（アウトプット）			人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4	定量	新規救済手続開始件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る新規の救済手続開始件数					
4	定量	未済件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る未済件数					
成果目標（アウトカム）			気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定性	人権擁護委員の声	人権相談、調査救済活動に対する人権擁護委員の意見等をヒアリングした結果					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
6	定量	人権侵犯事件の処理件数	法務省の人権擁護機関が処理した件数					
6	定性	救済措置を講じた具体的事例	人権侵犯事件について、法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例を紹介					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み		（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み		（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題		（関係する施策群）	
		（関係する施策群）	
		（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項		・人権擁護委員の人数及び平均年齢 ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額	

目指すべき姿

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。

施策群と施策

1. 訴訟追行能力の向上

専門的能力を有する職員の育成

- ・ 訟務担当職員に対する研修の実施

本省と地方の円滑な意思疎通

- ・ 会同の開催による情報の共有
- ・ 法務局・地方法務局に対する事務調査等の実施による指導・助言



2. 裁判の迅速化への対応

訟務事務の効率化・環境整備

- ・ 民事裁判手続のデジタル化のための環境整備

3. 予防司法支援の充実

予防司法支援制度の周知・活用

- ・ 予防司法支援制度を行政機関に周知し、活用を促す。
- ・ 法務局・地方法務局に対する予防事務調査等の実施による指導・助言

その他政策評価に当たり把握する事項

○訟務統計の活用

- ・ 新規事件受理件数
- ・ 事件終了件数（和解等判決以外も含む）
- ・ 未済件数

○アンケート結果の活用

○施策の予算額

10 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。

課題

社会の耳目を集める大型事件の増加

民事訴訟のデジタル化や裁判の迅速化の要請

行政による事前規制から司法による事後救済型社会への転換

適正迅速な訴訟対応に加えて、これまでに蓄積された法的な知見やノウハウを活用した行政機関への助言・協力が求められている。

活動

(何をするのか)

訴訟追行能力の向上

専門的能力を有する職員の育成
・訟務担当職員に対する研修の実施

本省と地方の円滑な意思疎通
・会同の開催による情報の共有
・法務局・地方法務局に対する事務調査等の実施による指導・助言

裁判の迅速化への対応

訟務事務の効率化・環境整備
・民事裁判手続のデジタル化のための環境整備

予防司法支援の充実

予防司法支援制度の周知・活用
・予防司法支援制度を行政機関に周知し、活用を促す。
・法務局・地方法務局に対する予防事務調査等の実施による指導・助言

活動目標

(何が生まれるのか)

・職員に対して充実した内容の各種研修を行い、専門的能力を向上させる **指標①**

・会同等を通じて訴訟追行に必要なスキルを習得させ、事務処理能力の向上を図る **指標②**

・業務システムの整備により、事務の効率化や処理能力を向上させる

・執務環境を整備し、民事裁判手続にオンラインで参加することにより、裁判の迅速化及びデジタル化の要請に適切に対応する **指標③**

・行政機関が予防司法支援制度を認知し、利用する

・行政機関と訟務組織との間で協力関係が構築される **指標④**
指標⑤

成果目標

(どのような状態にしたいのか)

・法と証拠に基づいた適切な主張立証が行われる **指標⑥**

・より迅速な訴訟対応が可能となる

・訴訟の相手方の経済的・精神的な負担が軽減される **指標⑦**

・行政機関における法適合性が向上し、紛争の未然防止や早期解決が図られる

・訟務組織において、行政機関が抱える法律問題やその争点・問題点等を事前に把握できることにより、実際に訴訟が提起された場合、より適正・迅速に処理することが可能となる **指標⑧**

国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られる

法律による行政の原理の確保に寄与

目指す
社会の姿

測定
指標

測定指標（指標①～⑧）は付属表に記載

政策名			国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理							
目指すべき姿			国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。							
施策群 1			訴訟追行能力の向上							
活動目標（アウトプット）			職員に対して充実した内容の各種研修を行い、専門的能力を向上させる							
			会同等を通じて訴訟追行に必要なスキルを習得させ、事務処理能力の向上を図る							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	研修の実施状況		研修の実施回数、参加者数	実施回数					
					参加者数					
2	定量	会同の実施状況		訟務事務に関する会同の実施回数、参加者数	実施回数					
					参加者数					
2	定量	訟務事務調査の実施状況		訟務事務調査の実施回数						
成果目標（アウトカム）			法と証拠に基づいた適切な主張立証が行われる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	研修等を通じて寄せられた声		研修等を通じて参加者から出された意見等の内容						
施策群 2			裁判の迅速化への対応							
活動目標（アウトプット）			業務システムの整備により、事務の効率化や処理能力を向上させる							
			執務環境を整備し、民事裁判手続にオンラインで参加することにより、裁判の迅速化及びデジタル化の要請に適切に対応する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	民事裁判手続におけるW E B 会議の件数		国の利害に関係のある民事裁判手続におけるW E B 会議の件数						
3	定性	民事裁判手続のデジタル化のための設備の整備状況		民事裁判のデジタル化に向けたW e b 会議室や端末等の整備状況						
成果目標（アウトカム）			より迅速な訴訟対応が可能となる							
			訴訟の相手方の経済的・精神的な負担が軽減される							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	第一審判決のうち、審理期間が 2 年以内であったものの判決数・割合		国の利害に関係のある民事裁判手続において、第一審判決にいたるまでの審理期間が 2 年以内だった事件数及び全体に対する割合	事件数					
					全体に対する割合					

施策群 3			予防司法支援の充実							
活動目標（アウトプット）			行政機関が予防司法支援制度を認知し、利用する							
			行政機関と訟務組織との間で協力関係が構築される							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定量	予防司法支援事件数		予防司法支援事件の件数						
5	定量	会同の実施状況		予防司法支援に関する会 同の実施回数、参加者数	実施回数					
					参加者数					
5	定量	予防事務調査の実施状況		予防事務調査の実施回数						
成果目標（アウトカム）			行政機関における法適合性が向上し、紛争の未然防止や早期解決が図られる							
			訟務組織において、行政機関が抱える法律問題やその争点・問題点等を事前に把握できることにより、実際に訴訟が提起された 場合、より適正・迅速に処理することが可能となる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8	定性	会同、事務調査及びアンケートを 通じて寄せられた声		会同、事務調査及び予防司法支援制 度を利用した行政機関へのアンケート結 果から抽出した意見等の内容						

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕 組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）		
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等 の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組 み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）		
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		

その他総合評価実施時に参考とする事項	○訟務統計の活用 ・新規事件受理件数 ・事件終了件数（和解等判決以外も含む） ・未済件数 ○アンケート結果の活用 ○施策の予算額
--------------------	---

目指すべき姿 アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

施策群と施策

1. 法制度整備支援事業の実施

相手国の要請等に応じ、次のような支援を実施

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施



2. 法制度整備支援事業の基盤強化

- ① 国内における国際法務人材の育成
- ② 支援効果向上に向けた調査・研究活動等の実施
- ③ 関係機関等との連携強化・情報共有、広報活動・

3. 国際研修・セミナー等の実施

- ① 国際研修・国際高官セミナーの実施
- ② 地域別研修の実施
- ③ 二国間研修等による技術協力



4. 国際連合等の国際機関との連携・協力

- ① 国際連合主催の会議への参加、ワークショップの企画・運営
- ② その他国際機関等主催の国際会議への参加
- ③ 国際機関等との協力覚書等の締結



その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、研修所が発行する出版物のほか、専用ホームページも活用

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・ 国際研修、法制度整備支援に係る予算額 | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 関係職員定員 | ・ 職員の育児休暇取得日数、割合 |
| ・ 国際関係業務に従事する職員の男女別の割合 | |

11 法務行政における国際協力の推進

アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

課題

アジア等の開発途上国において、法令や制度運用の不備、法律実務家の人材育成の遅れなどにより、社会・経済の円滑な発展が阻害されている。

アジア等の開発途上国において、捜査・裁判・犯罪者処遇等に係る法令や実務的な運用の不備等により、犯罪防止対策が不十分となっている。

- ・ 開発途上国の文化・状況等を理解し、現状や問題点を把握した上で、適切に法制度整備支援を推進していく必要がある。
- ・ 国際連合を始めとした国際機関等と連携して、国際社会に共通する刑事司法分野の課題に対応する必要がある。

活動

（何をやるのか）

開発途上国の
法制度整備支援

相手国の要請等に応じた支援

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施

法制度整備支援の
基盤強化

国際法務人材の育成

- ・ 人材発掘、育成研修の実施
- 調査・研究活動の実施**
- 関係機関との連携強化等**
- ・ 専門家会議の開催
- ・ 法制度整備支援に関する情報の共有、広報

国際研修の実施

**国連アジア極東犯罪防止
研修所を通じた国際研修**

- 各国の捜査・検察・裁判・矯正・保護の実務家を対象とした刑事司法分野の研修・セミナーを実施

国連等との連携・協力

国際連合等との連携・協力

- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所の運営
- ・ 国連等主催の会議への参加、ワークショップの企画運営
- ・ 国際機関等との関係構築

活動目標

（何が生まれるのか）

- 派遣した専門家等により
- ・ 法令の整備
- ・ 法執行機関の強化を含む法制度の運用改善
- ・ 法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う

指標①

- ・ 法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する
- ・ 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る

指標②

- ・ 各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する
- ・ 研修参加者のネットワークを活用した情報共有を行う

指標③

- ・ 国連等の国際機関の主催する会議に参加し、国際機関や参加国の関係者等との協力関係を構築する
- ・ 会議等を通じて最新の国際的動向に関する情報を収集するとともに、我が国の知見や経験、考え方を他国に発信する

指標④

成果目標

（どのような状態にしたいのか）

支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、法曹実務家等の人材が増加する

指標⑤

法制度整備支援に対する理解・関心が高まる

法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築）。

指標⑥

研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力が向上する

指標⑦

研修参加者のネットワークを土台とする日本と諸外国との良好な関係が構築される

指標⑧

諸外国、国際機関等との関係の構築により国際協力の基盤が醸成され、刑事に関する知見・経験が共有されるとともに、協力関係に基づく活動等を通じて、刑事に関する国際的な政策形成に貢献する

指標⑨

支援対象国の法制度・運用の持続的発展に貢献する

法制度整備支援の持続的な実施を可能とする体制・関係性が構築される

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成が促進され、国際的な刑事司法制度の効果的な運用や発展に寄与するとともに、我が国を含む国際的なネットワークが構築・維持・改善される

より多くの支援対象国において法制度整備支援が行われ、社会経済が発展する

目指す
社会の姿

法の支配の推進とグッドガバナンスの促進による国際社会の平和と安全の実現

測定
指標

測定指標（指標①～⑨）は付属表に記載

政策名		法務行政における国際協力の推進								
目指す姿		アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。								
施策群 1		法制度整備支援事業の実施								
活動目標（アウトプット）		派遣した専門家等により、法令の整備、法執行機関の強化を含む法制度の運用改善、法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	現地専門家の派遣状況	法制度整備支援事業に係る現地専門家の派遣依頼件数及び派遣人数	派遣依頼件数 派遣人数						
1	定性	各プロジェクトの内容等	法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの支援対象機関、目標、成果、実施期間、活動概要							
1	定量	各プロジェクトの活動状況等	法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの活動状況等							
1	定量	立法上又は実務上の課題への対応状況	法制度整備支援事業によって起草された法令等の数及び法令等の解説書等の作成状況	起草法令等の数 解説書等の作成状況						
1	定量	本邦研修やセミナーの実施状況	法制度整備支援事業によって実施された本邦研修やセミナーの実施回数、参加人数	実施回数 参加人数						
1	定量	調査活動の実施状況	法制度整備支援事業に関する調査活動の実施件数及び派遣人数	実施件数 派遣人数						
成果目標（アウトカム）		支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、 法曹実務家等の人材が増加する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	各プロジェクトの活動に従事した参加者の声	法制度整備支援事業によって実施されたプロジェクトの参加者を対象にしたアンケート等の結果							
5	定量	実施した研修やセミナーの参加者の声	法制度整備支援事業によって実施された研修やセミナーへの参加者を対象にしたアンケート等の結果							
5	定性	支援対象国における支援を実施した法令等の普及・利用状況	法制度整備支援事業の支援対象国における支援対象法令等や解説書等の普及・利用状況							
5	定性	調査成果の活用状況	法制度整備支援事業の調査成果の活用状況							
施策群 2		法制度整備支援事業の基盤強化								
活動目標（アウトプット）		法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	人材育成研修等の実施状況	人材育成研修、法整備支援へのいざない、司法修習の選択型プログラム及びインターンシップの開催回数及び参加人数	開催回数 参加人数						
2	定量	調査・研究活動等の実施状況	法制度整備支援事業の基盤強化に係る調査・研究活動等の実施状況							
2	定量	関係機関との会議等や広報活動の実施状況	法制度整備支援事業の基盤強化に係る関係機関との会議の開催件数、広報活動の実施件数及び対象数	実施件数 対象数						
成果目標（アウトカム）		法制度整備支援に対する理解・関心が高まる 法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築）								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	人材育成研修等に参加した者の声	人材育成研修等への参加者を対象にしたアンケート結果							
6	定性	関係機関との会議等に参加した者の声	法整備支援連絡会等への参加者を対象にしたアンケート結果							

施策群 3		国際研修・セミナー等の実施							
活動目標（アウトプット）		各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する							
		研修参加者のネットワークを活用した情報共有を行う							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	研修の実施状況	実施した国際研修の件数、 日数	件数					
				日数					
3	定量	研修員の参加状況（参加国数・ 参加人数）	実施した国際研修の参加国 数及び参加人数	参加国数					
				参加人数					
3	定量	支援対象機関の関与する会議等 への参加状況	支援対象機関の関与する 会議等への参加件数及び 参加国数	参加件数					
				参加国数					
3	定量	教材・マニュアル・執務参考資料等 の作成状況	教材・マニュアル・執務参考 資料等の作成数及び提供 国数	作成数					
				提供国数					
3	定量	研修参加者のネットワークを活か した情報発信の数	ソーシャルメディア等を活用した研修修了 者等に対する情報発信の数						
成果目標（アウトカム）		研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力が向上する							
		研修参加者のネットワークを土台とする日本と諸外国との良好な関係が構築される							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	研修に対する評価	研修員からのフィードバック等						
7	定量	研修等修了者のうち、外国政府等 で要職を務めた者の数	実施した研修等修了者のうち、外国政 府等で要職を務めた者の数						
8	定量	研修参加者のネットワークを活か した情報発信によるフォローの数	ソーシャルメディア等を活用した研修修了 者等に対する情報発信によるフォロー 数						
施策群4		国際連合等の国際機関との連携・協力							
活動目標（アウトプット）		国連等の国際機関の主催する会議に参加し、国際機関や参加国の関係者等との協力関係を構築する							
		会議等を通じて最新の国際的動向に関する情報を収集するとともに、我が国の知見や経験、考え方を他国に発信する							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	国際連合主催の会議への参加状 況	参加した国際連合主催の会 議の数、参加人数及び日数	会議数					
				参加人数					
				参加日数					
4	定性	国際連合主催の会議における活 動状況	国際連合主催の会議におけるステート メント、発表、ワークショップ等の内容						
4	定量	（その他国際会議等）会議への 参加状況	参加したその他国際会議等 の数、参加人数及び日数	会議数					
				参加人数					
				参加日数					
4	定性	（その他国際会議等）活動状況	その他国際会議等におけるステート メント、発表、ワークショップ等の内容						
成果目標（アウトカム）		諸外国、国際機関等との協力関係の構築により国際協力の基盤が醸成され、刑事に関する知見・経験が共有されるとともに、協 力関係に基づく活動等を通じて、刑事に関する国際的な政策形成に貢献する							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9	定量	国際機関等との間での協力覚書 等の締結状況	国際機関等との間での協力覚書等の締 結状況						
9	定量	協力覚書に基づくものを含む国際 機関等との会議等共催状況 （共催したイベントの数、規模等）	国際機関等との会議等にお いて共催したイベントの数及 び規模等	イベント数					
				規模					
9	定性	共催機関等からの評価	共催機関等からのフィードバック						
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕 組み		（把握する方法がある場合、その内容を記載）							
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等 の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組 み		（把握する方法がある場合、その内容を記載）							
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題		（関係する施策群）							
		（関係する施策群）							
		（関係する施策群）							

その他総合評価実施時に参考とする事項

- ・国際研修、法制度整備支援に係る予算額
- ・関係職員定員
- ・国際関係業務に従事する職員の男女別の割合
- ・職員の年次休暇取得日数
- ・職員の育児休暇取得日数、割合